

千葉県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定及び指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年5月30日

千葉市長 神谷俊一

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

薬局

名称	所在地	指定期間
さいが薬局	千葉県花見川区畑町1-4-21-7	令和5年6月1日から 令和11年5月31日

(2) 指定更新

薬局

名称	所在地	指定期間
きらり薬局 若松町店	千葉県若葉区若松町5-4-5-9	令和5年6月1日から 令和11年5月31日

2 自立支援医療機関(更生医療)

指定更新

薬局

名称	所在地	指定期間
フジ薬局	千葉県中央区東千葉1-1-3-2	令和5年6月1日から 令和11年5月31日